

## 協 定 書

株式会社○○（以下「甲」という）と大阪工業大学（以下「乙」という）とは、学修の深化、学習意欲の喚起、職業意識の醸成等の学生の成長を目的とする甲における就業体験（以下「インターンシップ」といい、インターンシップに参加する学生を「研修学生」という。）に関し、次のとおり協定する。

## 第1条（受入れ）

- 1 甲は、乙が選抜した研修学生を学生の身分のまま受入れ、研修に対し甲の業務の一部について就業体験をさせるものとする。
- 2 前項に基づき甲が受入れる人数は、甲・乙協議して決定する。

## 第2条（研修学生の選抜）

乙は、乙が実施する科目「インターンシップ」を履修する学生から、甲においてインターンシップを行う研修学生を選抜するものとし、甲は乙が選抜した研修学生を受け入れるものとする。

## 第3条（研修期間等）

- 1 甲が研修学生を受入れる期間（以下「研修期間」という）は、原則として2026年8月17日から9月23日までの期間中における甲及び乙が合意した特定の5日間以上とする。ただし、必要がある時は、別途、甲及び乙が協議の上、研修期間を変更することができる。
- 2 前項に関わらず、研修学生の故意過失によらずに発生した事由（災害、感染症の流行、罹患を含むがこれに限らない）により研修学生が研修期間中に単位認定に必要なインターンシップの実施を完了することができない場合には、甲及び乙は研修期間の延長について協議をするほか本協定の目的に従い研修学生のインターンシップの実施の完了のために必要な協力を最大限行うものとする。

## 第4条（インターンシップの内容等）

インターンシップの具体的内容、実施時間帯、甲の実施部門及び実施場所所在地等は、甲及び乙が協議し別途実施細則に定める。

## 第5条（インターンシップの実施費用）

インターンシップを実施するにあたり甲が支出した費用については甲が負担をするものとし、乙はこれを負担しない。

## 第6条（受け入れ条件）

- 1 乙は、研修学生に対し、インターンシップに参加するにあたり、以下の指導を行うものとする。
  - ア インターンシップの実施にあたっては法令及び甲の服務規律を遵守すること
  - イ インターンシップの実施においては甲の指示を遵守すること
  - ウ 研修期間中において知得した甲及び甲の従業員に関する一切の情報（秘密事項・個人情報等）を研修期間中はもちろん研修期間後においても、インターンシップ及び乙による単位認定のための成果発表以外の目的で使用せず、また甲の事前の同意なくして第三者に開示しないこと
  - エ その他甲が乙に対してインターンシップの実施にあたり研修学生に遵守を求めるものとして通知した事項（ただし法令・監督官庁の指導指示に違反せずかつ合理的なものに限る）
- 2 乙は、インターンシップの参加にあたり、乙の責任において研修学生に学生教育研究災害傷害保険及び賠償責任保険等（以下「保険」という）へ加入させるものとする。

## 第7条（研修学生の安全衛生等）

- 1 甲は、研修中の研修学生の安全及び衛生については、甲の従業員に適用される法令及び甲の規程に準じた責任を負うものとし、研修学生の安全及び衛生に関して問題が生じた場合又は問題が生じるおそれがある場合には直ちに乙に対しその旨通知するとともに、研修学生の安全及び衛生を維持するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 甲は、研修学生の個人情報を、乙及び研修学生本人による事前の書面による同意又は法令による定めがある場合を除き、第三者に開示してはならない。

## 第8条（災害補償）

研修期間中に生じた事故等により研修学生に損害が生じた場合には、乙が研修学生に加入させる保険をもって補償にあてるものとし、甲及び乙は、損害の補填を法令に従って又は任意に研修学生に対し行ったとしても、相手方の故意又は過失により損害が生じた場合を除き、相手方に対して求償を行わないものとする。

## 第9条（損害賠償）

研修学生がインターンシップの参加中に甲又は第三者へ損害を与えた場合、乙が研修学生に加入させる保険をもって補償にあてるものとし、甲が乙に対して損害賠償請求できる範囲は、乙が第6条1項及び2項に違反していない限り、実際に支給された保険金額を限度とする。

## 第10条（知的財産権）

- 1 研修学生がインターンシップの参加中に創出した発明等に係わる知的財産権について甲が特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は甲のため専用実施権を設定したときは、甲は研修学生に対して、応分の補償を付与するものとする。応分の補償については、別途協議するものとする。
- 2 乙は、研修学生をして、インターンシップの参加中に創作した成果物に著作権が含まれる場合には甲及び研修学生間において特段の合意がされない限り、著作権（著作権法第27条および第28条所定の権利を含む）について甲に帰属すること並びに著作人格権を甲及び甲の取引先に対し行使しないことを承諾させるものとする。

## 第11条（責任者の選任）

甲及び乙は、この協定に基づく研修学生の体験実習に関し、それぞれ責任者を定めるものとする。

第12条（研修担当者の選任と評価の報告）

- 1 甲は、前条の責任者のほか、研修学生の指導及び助言に当たる研修担当者を選任するものとする。
- 2 甲は、研修期間の終了後、乙所定のインターンシップ評価表により研修学生の評価を行い、その評価を乙に報告するものとする。

第13条（受入れの取り止め）

- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修学生の受入れを取り止めることができる。
- イ 災害その他やむを得ない事由により、インターンシップの継続が不可能となったとき
  - ロ 相手方又は研修学生がこの協定に違反したとき。

第14条（協定期間）

本協定書の有効期間は、本協定書の締結日から第3条に定める研修期間までとする。

第15条（疑義の解決）

本協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は本協定書に定めのない事項については、甲・乙が協議し定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年 月 日

甲

乙 大阪府大阪市旭区大宮5-16-1  
大阪工業大学  
学長 井上 晋